

平成24年第5回涌谷町議会臨時会（第1日）

平成24年8月8日（水曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会
1. 開 議
1. 会議録署名議員の指名
1. 会期の決定
1. 行政報告
1. 議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 閉 会

午前10時開会

出席議員（15名）

1番	大友啓一君	2番	只野順君
3番	後藤洋一君	4番	久勉君
5番	杉浦謙一君	6番	大平義孝君
7番	伊藤雅一君	8番	門田善則君
9番	鈴木英雅君	10番	木村正義君
11番	長崎達雄君	12番	加藤紀君
13番	大橋信夫君	14番	大泉治君
15番	遠藤积雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	安部周治君	副町長	菅原孝治君
総務課長 兼参事	城口貴志生君	危機管理室長	小島昭君
企画財政課長 兼参事	高橋宏明君	町民税務課長 兼参事	佐々木忠弘君
町民医療福祉センター 副センター長 兼健康福祉課長	佐々木敏雄君	町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君
産業振興課長 兼参事	村上芳行君	建設水道課長 兼参事	平塚盛茂君
建設水道課長 兼統括主幹	安田富夫君	会計管理者	安部政志君
会計課長	柴村洋子君	教育委員会教育長	笠間元道君
教育文化課長 兼参事	高橋勝一君	教育文化課長 兼統括主幹	門田勝則君
教育文化課長 兼統括主幹	川口美恵子君	代表監査委員	柳渕茂君
農業委員会会長	佐竹榮一君		

事務局職員出席者

事務局長	高橋正幸	総務班長	今野博行
主任	金山みどり		

(午前10時)

○議長（遠藤釈雄君） 皆さんおはようございます。

大変お暑い中お疲れのところ、またご多忙中のところ、今臨時議会にご参集いただきましてありがとうございます。

今回も、いつもと変わらぬご協力をお願い申し上げます。



◎開会の宣告

○議長（遠藤釈雄君） ただいまから平成24年第5回涌谷町議会臨時会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（遠藤釈雄君） 直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠藤釈雄君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。



◎会議録署名議員の指名

○議長（遠藤釈雄君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第110条の規定により、議長において9番鈴木英雅君、10番木村正義君を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（遠藤釈雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は本日1日と決しました。



◎行政報告

○議長（遠藤釈雄君） 日程第3、行政報告。

町長の行政報告を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議員の皆様、改めましておはようございます。

お盆を前にいたしまして、何かとご多用のところ、本臨時会に参集していただきまして、まことにありがとうございます。

本日の案件につきましては、ただいま議長さんのほうからお話がありましたように、行政報告3件、議案3件でありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、行政報告3件につきまして、あらかじめお配りしております一覧表の項目に従いましてご報告させていただきます。

まず、防災行政無線導入工事の進捗状況についてご報告申し上げます。

防災行政無線につきましては、調査設計業務を委託して、電波伝搬調査を終了し、現在音響伝達調査を実施しているところであります。さて、大地震や集中豪雨など、突発的な自然災害の発生時には、防災行政無線は迅速かつ確実な防災情報伝達の手段であり、導入予定をしておりますのは、経済効果の高い同報系の防災行政無線システムとなっております。

主な内容につきましては、役場に設置する親局と、指定避難所や地区の集会所等に設置する56カ所の子局から構成されるもので、災害対策本部との双方向通信機能があり、最新のデジタル方式として混信や妨害に強く、音声とデータを同時に伝送可能となっております。さらに、音声伝わりにくい地域には、テレホンサービスによる情報伝達方法も計画しております。なお、その双方向通信機能につきましては、災害対策本部と地域避難所との情報伝達、収集が迅速に行われることは、ほかの自治体で実証されております。さらに、平常時におきましても、地域の防災訓練を初め、町からの情報提供にも活用が期待されますことから、行政サービスの向上にも寄与されると考えております。

今後とも、災害に強い安全で安心なまちづくりに努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、賃貸借契約についてご報告申し上げます。

地方自治法第96条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づかない賃貸借契約を締結いたしました。本契約は、わくや天平の湯のボイラーについて、老朽化をしていること、さらに燃料費の削減のため、RPF専用ボイラーを導入いたしましたものでございます。

次に、工事請負契約の締結についてご報告を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づかない、予定価格3,000万円以上5,000万円未満の工事請負契約を締結いたしました。

本契約は、後ほど議決案件となっております平成24年度幼保一元化施設改修工事の電気設備工事となっております。

詳細につきましては、担当課長等から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げまして、行政報告といたします。

○議長（遠藤稔雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小島 昭君） それでは、防災行政無線導入工事の進捗状況についてご説明を申し上げます。

まずもって、今回の事業を行うに当たっては、事業の目的が何であるかを改めてお示しした上で説明を申し上げます。

今回導入する防災行政無線の第一の目的は、災害時に町民の皆様方に状況をいち早く、正確に、漏れなく伝えることであると考えております。具体的に申し上げますと、防災行政無線を通じて、町が町民の皆様方にとっていただきたい行動を、全町あるいは限られた地域に一斉に伝達することにあります。ご存じのとおり、これまでの災害時における広報は広報車によるものであり、周知するまでには相当の時間を要しておりました。このような状況を改善し得る最大の手段が、同報系防災行政無線による周知であると考えております。まずは、このことが全うできるように最大限の努力をする必要があると考えております。

次に、今回の事業の主な第2次的な目的でございます。避難を余儀なくされた状況において、一般電話及び携帯電話での連絡が遮断された場合の代替の手段としての、無線を通じての災害対策本部と避難所とが双方向に連絡することができる体制の整備であります。町としましては、災害時における町からの一方的な情報の伝達のみではなく、避難所からの情報収集と対策をも必要であると強く認識しておりますことから、制度事業を活用して導入を図りたいと考えております。

また、この事業は、国庫からの補助を受けておりますので、緊急時における国からの情報を瞬時に一斉に伝えるという機能も整備する必要がございます。さらには、大崎消防本部が発信する火災情報も、今回の事業とあわせて放送できる体制を整備していきたいと考えているところでございます。

それでは、資料に基づいて説明をしたいと思っております。1ページをお開き願います。

今回整備をしようとする防災行政無線のシステムの概要図の案でございます。役場から放送した情報を、地域の集会所に設置する子局等で受けるシステムの概要図でございます。

まず、主な設備について説明いたします。概要図左側に図示しておりますのが、役場庁舎に設置する親局でございます。親局には、主なものとして次の設備を備えたいと考えております。まず、屋上には拡声器とアンテナ及び無線室を設置し、無線室の中には拡声装置と受信機を設置したいと考えてございます。

役場の2階には、放送室を設けたいと思っております。放送室に入る設備としましては、操作卓、自動プログラム送出装置、自動通話記録装置、J-A-L-A-R-T送出装置、緊急速報メール送出装置、再放送サービス装置、内線接続装置等でございます。

次に、仮に役場が被災し、災害対策本部の機能がなくなった場合には、医療福祉センターが代替の災害対策本部になりますので、そこには災害に親局として必要な機能を備えた遠隔制御装置を設置したいと考えてございます。また、大崎消防本部からの火災の情報を伝達するために、職員が直接操作しなくても済むように、大崎消防本部に遠隔制御装置を設置したいと考えてございます。

次に、親局で放送したり、国から伝達する情報について説明いたします。概要図左側下の黒い枠で囲んだ部分でございます。

災害時に伝達する情報といたしましては、1、危険地域への警報・注意報、2、避難勧告・誘導情報、3、災害状況・援護情報、4、救護現場への連絡、5、災害現場の情報収集連絡、6、近火情報、7、J-A L A R T警報でございます。

次に、平常時の放送する内容としましては、火災予防・交通安全啓蒙や時報等を予定してございます。

次に、概要図の中央部分に図示してございますのが、再送信子局と呼ばれるものでございます。中継局と同等の機能を有するものでございます。役場から情報を発信した場合に、箕岳地区は電波の届かない地域が多くあります。それを解消するために、箕岳山に再送信子局を設置してカバーしようとするものでございます。概要図でもおわかりのように、規模的にも他の子局と同程度で済みます。

次に、概要図の右側に図示しているものが子局でございます。いわゆる地域の避難所等に設置して、役場からの発信した情報を受け、拡声器により地域に放送するものでございます。子局には2種類ございます。一つが屋外拡声器に加え双方向通信機能を備えたものでございます。もう一つは、屋外拡声器のみのものでございます。子局の設置基準等については、後ほど説明いたします。

それでは、役場から発信する情報を、どのようにして全町に届くようにするのかを説明いたします。

まず、西地区と東地区でございます。役場から電波を発信します。受ける子局は、概要図右側にお示ししました一番上と一番下でございます。次に、箕岳地区について説明いたします。まず、役場から直接電波の届く地域につきましては、西地区、東地区と同様でございます。次に、役場から直接電波の届かない地域につきましては、概要図中心部に示してあります再送信子局で一たん受けて、それぞれの子局に送ります。西地区及び東地区につきましては、ほぼ役場からの直接電波が届きますが、箕岳地区におきましては、役場から直接電波の届く地域と、再送信子局を通して届く地域に区分されます。この場合は、二つの局から同時に受けるのではなく、どちらか一方から受けるようになります。

さて、親局からである役場から送信しても音声の届かない地域も当然あると思います。7月の25日に行政区長さん方を対象とした説明会でもございましたが、そのような地域に対する対応をどうするのかということがございました。具体的な要望としましては、個別受信機を配備していただきたいという内容でございます。個別受信機につきましては、音声の届かない地域への代替手段としては有効であると考えてございます。また、屋内での生活を余儀なくされている方々にとっても、やはり個別受信機は必要だろうと考えております。しかしながら、各戸に設置することの費用の負担や維持管理、設置する地域の範囲などについては、今すぐ対応できるものでもございません。どの地域にどのレベルのどのような形の個別受信機を配備すべきなのか、今後検討したいと考えてございます。その間の代替手段としては、概要図の中央部分に示してございますけれども、再放送サービスで対応していきたいと考えてございます。このサービスは、役場からの放送が何らかの理由で聞き取れなかった場合に、自宅の加入電話あるいは携帯電話から役場に電話をしていただきますと、役場で放送した内容と同じものが聞くことができるというサービスでございます。また、防災行政無線の親局には、緊急速報メールの送出装置も加えたいと考えてございます。これは、携帯電話事業者の配信システムを活用して、町から危険度の高い避難準備情報、避難勧告、避難指示、警戒区域情報を一斉に

配信するものでございます。既に携帯電話事業者3社に対して申し込みを済ませており、9月からは指導により支社ごとに災害情報を入力して配信することになってございます。防災行政無線が完成いたしますと、1回の災害情報を入力することによって、3社に共通した入力内容が親局を通じて一斉に放送されることとなります。

次に、2ページをお開き願います。

この図面は、役場から放送した音声をどこで受けるのかを図示したものでございます。先ほど説明いたしました設備の配置図でございます。親局を役場に設置しまして、拡声器による双方向の通信機能を加えて、子局が56カ所、それでも聞こえない地域をカバーするための拡声器のみの子局が6カ所設置する予定でございます。黒枠で囲んで塗りつぶした範囲が、子局から聞こえるだろうと予測するエリアでございます。ごらんのとおり、全町がカバーされるわけではございませんが、現在実施しております音響伝達調査によって、音声の拡声エリアが確定いたします。それによっては、子局の配置について若干の変更が出てくるものと考えてございます。

3ページをお開き願います。

2ページで図示した防災行政無線の設置箇所の一覧表でございます。親局、再送信子局、遠隔制御については説明を省略させていただきます。屋外拡声双方向子局について説明いたします。番号の第1から右のほうのAからEまでが音声双方向の通信機能を備えた子局でございます。屋外拡声双方向子局の設置基準は、第1に地域防災計画で定めている指定避難所17カ所、第2に音声到達バランスのよい場所で、避難所として利用が予想される集会所39カ所、あわせて56カ所を予定してございます。屋外拡声器受信子局につきましては、音声到達バランスのよい場所で、付近に集会所がない場所で6カ所予定してございます。具体的に申し上げますと、集会所がない地域で住宅があり、一番近い集会所に設置された子局から音声が届かない地域をカバーするためのものでございます。子局の設置場所につきましては、基本的には音声の到達範囲が標準的な拡声器で300メートル程度でございます。その範囲を基準にしてございます。しかしながら、集会所が等間隔に設置されているわけではございませんので、聞こえにくかったり、反対に音声を重ねる場合も予想されます。それにつきましては、拡声器の種類、方向、数量、子局での音量調整等で対応していきたいと考えてございます。したがって、行政区に1カ所設置されるというものではございません。子局の選定につきましては、7月の25日に行政区長さん方を対象とした説明会でも同様の説明を申し上げ、了承をいただいているところでございます。

4ページをお開きください。

防災行政無線事業の流れとスケジュールでございます。調査設計業務委託につきましては、24年の4月4日から9月28日までの期間で委託契約を締結してございます。調査設計業務につきましては、電波伝搬調査から仕様書作成、積算までを委託いたしております。現在は音波伝搬調査が終了し、音響伝達調査を行っているところでございます。おおむね今週中に音響伝達調査は終了する見込みでございます。音響伝達調査が終了後、調査結果に基づき、親局の設備、子局等の数量等を確定させ、東北総合通信局との計画協議の資料の作成、子局立地の確認を行い、仕様設計資料を受領する運びになってございます。おおむね8月中には仕様及び設計の原案ができる見込みでございます。その後、仕様書の作成、積算を行い、入札、契約を行います。

して、10月中旬には議会の承認を求めたいと考えているところでございます。

工事につきましては、図示した流れに沿って実施したいと考えてございます。最終的には、2月中には親局及び子局の設備工事を完成させて、運用要項、運用マニュアルを作成し、3月中には機器調整を行い、運用訓練を実施したいと考えてございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、行政報告第2号 貸借契約の締結及び第3号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

まず、貸借契約でございますが、契約の目的は、さきの6月定例会でご可決いただきました一般会計補正予算（第2号）で債務負担行為を設定いたしました、わくや天平の湯RPF専用ボイラー貸借。契約金額、1億3,671万円。貸借期間、平成24年12月1日から平成31年11月30日まで。契約の相手方は、石巻市北村字大尻三3番地1、株式会社向陽エンジニアリング、代表取締役鈴木 勝。

今回導入を予定しているRPF専用ボイラーにつきましては、一般社団法人日本RPF工業会に問い合わせをしたところ、製紙工場あるいは製鉄工場等で導入している大型ボイラーについては、三菱重工等数社が参入し、日本製紙石巻工場等で稼働しているものの、毎時50万キロカロリー以下の小型RPF専用ボイラーについては、向陽エンジニアリング以外では、山口県宇部市の宇部テクノエンジ株式会社が島根県内で毎時17万キロカロリー、宮崎県内で毎時27万キロカロリーの実績のみ確認されているとのことでした。これ以外に福島県、それから新潟県の企業で、会社概要の中に小型RPF専用ボイラーをうたっているところはあるようですが、その設置実績については確認が取れていないということでした。

以上のことから、7月5日に指名委員会を開催し、以上の契約の方法につきまして、特別養護老人ホームで運用実績があり、本社が近隣に所在する向陽エンジニアリング株式会社との随意契約とすることにいたしましたものでございます。

ボイラーの設置につきましては、臨時会資料5ページから10ページに図面等をお示しいたしておりますが、天平の湯建物の南東側に155平米の建屋を建設し、ボイラーを設置するものでございます。

次に、行政報告第3号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

契約の目的は、平成24年度幼保一元化施設改修工事（電気設備工事）。契約金額、2,992万5,000円。契約の相手方、仙台市若林区卸町東一丁目4番23号、太平電気株式会社、代表取締役社長前澤 博。

今回、工事につきましては、既存施設の改修ということもあり、ある程度の工事レベルの維持が必要となるとの認識から、条件付き一般競争入札により執行いたしました。以上のことから、電気工事総合評定値800点以上、ただし町内700点以上、施工後のメンテナンスを考え、県内に本店、支店を有する企業としたものでございます。

平成24年7月11日に公告し、7月26日に応札を締め切りましたが、応札8社で、うち5社が予定価格内であり、落札候補者に資格審査書類の提出を求め、審査の結果7月31日に落札決定し、8月6日付で契約を締結したものでございます。

工期は8月7日から平成25年2月28日までを予定いたしております。

以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前11時04分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） それでは、再開いたします。



◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、議案第52号 工事請負契約の締結についてと、日程第5、議案第53号 工事請負契約の締結については、それぞれ関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） ただいま一括上程されました議案第52号、第53号の提案の理由を申し上げます。

本案は、来春に開設を予定しております幼保一元化施設にかかわる建築工事及び機械設備工事となります。建築工事につきましては、美里町に本社を置く石堂建設株式会社と1億4,689万5,000円で、機械設備工事につきましては、有限会社黒沢工業所と5,208万円で、それぞれ平成24年8月6日付で仮契約を締結したところでございますが、その工事請負契約について契約いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、ご説明を申し上げます。

まず、建築工事のほうでございますが、契約の目的は、平成24年度幼保一元化施設改修工事（建築工事）。契約金額、1億4,689万5,000円。契約の相手方、宮城県遠田郡美里町南小牛田字山の神211番地1号、石堂建設株式会社、代表取締役石堂昌宏。

それから、議案第53号でございますが、契約の目的は、平成24年度幼保一元化施設改修工事（機械設備工事）。契約金額、5,208万円。契約の相手方、宮城県遠田郡涌谷町吉住字塩柄43番地、有限会社黒沢工業所、代表取締役黒沢行夫でございます。

それで、今回の工事につきましては、既設建物の改修ということもあり、仕上りの一定レベルの法人を目的とし、両工事とも条件付き一般競争入札により執行いたしました。建築工事につきましては、総合評定値800点以上、ただし町内700点以上、それから、施工後のメンテナンスを考え、県内に本店、支店を有する企業としたもの。

それから、機械設備工事については、同様の理由で管工事総合評定値650点以上、ただし町内500点以上、

県内に本店、支店を有する企業としたものでございます。

平成24年7月11日に公告し、7月26日に応札を締め切りました。それで、建築工事につきましては応札4社で、うち3社が予定価格内、それから、機械設備工事につきましては応札4社で、うち2社が予定価格内でございました。それで、落札候補者に資格審査書類の提出を求め、審査の結果、7月31日に落札決定したものでございます。

工期は議会の議決した日の翌日から、平成25年2月28日までを予定いたしております。

以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。11番。

○11番（長崎達雄君） この入札の件はオーケーですけど、関連でちょっとお聞きしたいんです。というのは、文科省が8月2日に、公立学校施設の耐震改修状況調査を発表しました。宮城県内小中学校の耐震化率は98%で全国2番目です。未完了が7市町ありまして、一番低いのが石巻市の84.1%、2番目に低いのが涌谷町なんですね。涌谷町が85.7%、3番目が気仙沼の87.5%です。石巻、気仙沼は津波の被害にも、被災にも遭っているから、それなりに理解できる面もあるんですが、内陸部の涌谷町がなぜこんなに低いのか、その原因は何かと。そして、あわせて幼稚園、保育所等の耐震化率はどういうふうになっているかお聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 教育行政課長。

○教育文化課参事兼課長（高橋勝一君） 耐震の関係でございますが、今回涌谷町が85.7%になっておりますのは、月将館小学校の体育館と麓岳小学校と小里小学校の体育館のほうの耐震の改修がまだ終わっていないという点で低くなってございます。ただ、教室等の部分につきましては、ほかの部分については耐震のほうをクリアしてございます。

それと、幼稚園関係でございますが、まだ耐震診断とか、そういう部分をしていない施設もあります。ただ、今回幼保一元化として利用する施設については、耐震度をクリアしてございます。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） よろしいですか。次、それでは8番。

○8番（門田善則君） 工期の件でお聞きしたいんですが、今説明では2月28日までということで、なぜ聞かということなんですかけれども、前の定例会でもお聞きしたんですが、下水道工事等で繰越明許されている部分が結構ありまして、そのときの理由では、東日本大震災があつて、人材不足とか、また材料の搬入が来なかつたりというふうな理由があつたんですけれども、今度はそういった部分が、学校施設ですのおけることは許されないと思うので、その辺についてはどのように業者を指導しているのか、お話を聞かせていただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 入札の公告した際に、設計書あるいはその仕様書等で、工期についても2月28日までということで明らかにして、それで応札している業者でありますので、当然それは工期内完工ができるから応札したというふうに私は理解しておりますが、進捗状況をにらみながら、その辺は工期内に完了するように業者のほうを指導していきたいというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 恐らく、入札というものは、工期があつて、下水道であろう農集排であろうだって同じなんです。でも、現状がそういうことが何件か出てきているわけですから、あえてここでそのような注意をするわけです。ですから、そのように工期があつて、業者ともそうやっていると言つていても、そういうことがあるものから、あえて言わせていただいたわけなので、その辺を十分に業者を指導していただいて、守っていただくように、この議会の場で課長にはお約束していただきたいというふうに思います。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 通常多くの工事は指名競争入札を行うところを、今回一般競争入札ということでの応札であるので、工期内完了はできるものとは信じておりますが、進捗状況を見ながら業者のほうを十分指導して、来年の4月開園に間に合うようにしていきたいと思つています。

○議長（遠藤稔雄君） 次、14番。

○14番（大泉 治君） ちょっと疑問点がありますので。建築工事それから前の電気、行政報告での電気工事、そして機械設備工事と、これで完成なんでしょうか。厨房機材等々は前にあつたのかどうか。まずその点について、完成なのかどうなのか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育行政課長。

○教育文化課参事兼課長（高橋勝一君） 厨房等につきましての機械等の部分については、今月に発注を予定してございます。

以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 14番。

○14番（大泉 治君） 大した時期違わない中で、どうしてこうばらばらに、発注はいいとしても、議会の議決事項の中にばらばらに出して提案してくるのか。これは改築工事なら改築工事の中で、先ほど言つたように厨房工事これくらい、電気工事これくらい、機械設備工事これくらい、建築工事これくらいと、それはその改築工事の中身の問題であつて、一つ一つの契約はもちろん、これは議決、金額の段階で議決事項ではございませんけれども、ばらばらに出すべき問題ではないのではないのかなと思つてんですが、その辺のところ、何か一括して出せない何かあるんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育文化課長。

○教育文化課参事兼課長（高橋勝一君） 本来であれば、今議員さんおっしゃるとおりの形で対応していきたいと思つたんですが、ただ、先ほどの中にもありましたが、今回の震災等のことで業者等の部分が少なくなつていたりとか、そういうもろもろの部分も考慮いたしまして、現在の予算範囲内ではということでは思つておりましたが、そういう部分で支障が来す部分もありますので、今回このような形に分けて入札方法をとらせていただきましたので、ご理解をいただければと思つています。よろしくお願ひします。

○議長（遠藤稔雄君） 14番。

○14番（大泉 治君） 3月の予算案の中で、私を除いては皆さんに賛成していただいて、きちんとした予算がとられておるので、今の答弁はちょっとおかしい。その業者間の問題があつたとしても、それはどちらかを早めるか、どちらかをおくらせるか、きちんとした話し合いをしながら、これはやっぱりその改築工事として、予算案に合った形での提案をすべきだというふうに思つています。

○議長（遠藤稔雄君） 教育文化課長。

○教育文化課参事兼課長（高橋勝一君） 確かにそういう形ですけれど、今回慎重というか、そういう形でこういうような区分した形で発注をさせていただきました。今後にこういうことが余りあるとは思いませんが、今後このような場合については、今議員さんのご意見いただきました内容で、今後進めてまいりたいと思いますので、再度申しわけございませんが、ご理解をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 次ありませんか。13番。

○13番（大橋信夫君） 一連の契約行為の流れについて、ちょっと疑問に思ったものですからお聞きいたします。と申しますのは、先ほど行政報告で電気設備工事が契約が報告になりました。その後本体工事、機械設備と続くわけですけれども、この本体工事、仮にここで否決になった場合、前に報告した電気設備工事の扱いはどうなるのか。確かに、議会の議決金額以下ですけれども、これは一連の工事であります。となるとすれば、一連の工事の流れの中で、これも、先ほど報告で済ませた電気設備工事の契約についても議決で処理するのは当然ではないか。否決になることはないだろうという読みの中での議決金額以下の報告ということだと思うんですが、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） ただいまご指摘のありましたとおり、行政報告した分については予定価格が3,000万円以上5,000万円未満という工事でした。ということで、行政報告させていただいたわけでございますが、もし仮に、今仮契約をしております建築工事が否決になった場合、その否決になった案件のみ再公告して入札のやり直しということに、手続的にはなろうかと思えます。一応条例どおりと申しますか、地方自治法どおり、条例どおりに処理したということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（遠藤稔雄君） 13番。

○13番（大橋信夫君） 確かに課長の言うとおりです、事務的な流れは。しかしながら、この本体が、仮にこの設計図どおりではうまくないということであれば、そのほかの契約も見直さざるを得ないのではないかと。そういう形で、私は一連の流れの中で処理するべきであろうというふうに申し上げたんですが、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 今まで分割発注した際にも、やっぱりそれぞれ条例どおりの議会へのご提案の仕方をしておりますので、今回もそのとおりにしたところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 13番。

○13番（大橋信夫君） この設計図、もうここでどうこう言ってもしようがないですけれども、私が見た限りでは、先ほど常任委員会でも指摘しましたけれども、2歳児のトイレ、少ないんですよ。何人収容する気だかわかりませんけれども。それから、常任委員会の答えでは、城山保育所17人の職員、ひなた幼稚園6人の職員、これを全部入れるという答えでした。23人の職員が、この66平米の職員室に、確かに保育に行っていますからあきます。ですけれども、先生方のデスクはそれぞれあるわけです。こういったその設計の、やはりその考えの至らなかった点でこれが否決、仮にもですよ、否決されると、そのほかの機械設備であれ電気であれ、仕様内容が変わってくるので、契約の中身がおかしいんじゃないのかなというふうに考えているん

ですが、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 工事の内容につきましては、今回の契約議決の際ではなくて、当初予算の際に図面をもってご説明したかと思いますが、その図面を見ていただいて、予算ご可決いただいたので、執行部としてはそれで、その内容でよかろうということで、今回議決の案件を提案したものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 13番。

○13番（大橋信夫君） 当初予算の説明の中で、これはあくまで基本設計であって、常任委員会にお諮りして、ご指摘いただければそのように、という答えがあったはずですよ。それで、当初の説明でここまで来るというのはおかしいこと。そういった意味で、これが否決になったらどうするんですかと聞いているんですよ。事務的な手続でやってくるんだろうと思いますけれども、私も余りくどく言いませんので、できればやっぱり一連の工事なので、一連の流れで乗せるべきだと思うんですよ。今後このようなことがあった場合、ちょっとうまくないので、ご忠告申し上げます。

以上。

○議長（遠藤稔雄君） 次。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手多数であります。よって、議案第52号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手多数であります。よって、議案第53号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。



◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、議案第54号 平成24年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第54号の提案の理由を申し上げます。

本案は既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,423万9,000円を増額し、総額を85億3,079万3,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容につきましては、歳入では、まず国庫支出金におきましては、情報通信技術利活用事業費補助金を減額いたし、繰入金に財政調整基金繰入金におきましては、歳入歳出の差額分を増額いたすものでございます。

次に、歳出につきましては、まず総務費において、新住民情報システム導入業務委託料を増額いたし、商工費におきましては、現在上郡の元第三小学校跡地に建設が進められております特別養護老人ホームの造成工事に伴う電力柱移設補償費として158万円を増額いたすものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長等から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、予算書6ページ、7ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入でございます。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金の情報通信技術利活用事業費補助金でございますが、補助申請を上げて査定を受けまして、既存のシステムから新システムにデータを移行する手数料分について補助対象外とされたために、減額するものでございます。

それから、18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金2,600万円の増額でございますが、今回の補正予算に不足する財源について繰り入れをするものでございますが、情報通信技術利活用事業、基幹システムのクラウド化でございますが、これにつきましては補助対象経費の総額から国庫補助を差し引いた分については、震災特別交付税の対象になるために、そのことについてはその特別交付税の精算の際に上げるということで、とりあえず財政調整基金を充てたものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2款総務費1項総務管理費5目企画費、13の委託料でございますが、新住民情報システム導入業務委託料で、今回補助申請をした金額に合わせて増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） それでは、順次説明をお願いします。産業振興課長。

○産業振興課参事兼課長（村上芳行君） 7款商工費、1商工業振興対策経費、①の補償補てん及び賠償金でございますが、現在特別養護老人ホーム建設で、旧第三小学校跡地の造成工事をしておりますが、敷地内に電柱及びテレビ共同受信線がございまして、本体建設工事に支障を来すため、電柱の撤去が1本、その関係で道路に切り回しが必要となる新設電柱3本及びテレビの共同受信線移設の補償工事費、合わせて158万円の増額をお願いするものでございます。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 14款予備費でございますが、歳入歳出の差額を10万6,000円増額いたすものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。4番。

○4番（久 勉君） 情報通信技術利活用事業費補助金の減額なんですけれど、移行費用が補助対象外となったため減額ということなんですけれど、申請時にそのことについてはわからなかったということなんです。ようか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それについては、申請時にそこまで詳細についてはわからなかったために、今回査定を受けたということでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） わからなかったというのは、よくわからないんですけれど、大概補助金というのは補助要項とかがあって、そこの中に定められていると思うんですけれど、そういうことの、県だと思えますけれど、その話し合いというんですか、そういうのがなされないまま当初予算化されたということなんです。それとも、補助要項の中で読み取れなくて、県でもそのまま受け取ってしまったという、それはお互いにコミュニケーション不足のためこうなったということなのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 今回のものにつきましては、ちょっとここにワンペーパーであるんですが、自治体クラウド導入事業ということで、そこまではちょっと読み取れなかったというところがございます。

○議長（遠藤稔雄君） いいですか。次。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号 平成24年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議案第54号 平成24年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 以上をもって、今期第5回涌谷町議会臨時会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。よって、今期第5回涌谷町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時30分